

北区立小・中学校 改築改修計画

～学校改築と施設の長寿命化・教育環境の充実に向けて～

平成26年（2014年）3月

北区教育委員会

目 次

1	改築改修計画について	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	2
2	学校施設を取り巻く現状と課題	
(1)	学校施設の動向	3
(2)	北区立小・中学校整備方針の改定	6
(3)	北区公共施設再配置方針の策定	6
(4)	学校施設の老朽化に係る国の動向	8
3	学校改築・リフレッシュ改修の基本方針	
(1)	学校施設の目標使用年数	9
(2)	改築とリフレッシュ改修の関係	9
(3)	改築校選定の考え方	10
(4)	リフレッシュ改修校選定の考え方	12
(5)	計画目標 ～改築校及びリフレッシュ改修校の目標事業量	13
4	児童・生徒の教育環境の確保に配慮した効率的、効果的な事業実施のために	
(1)	改築工事の手法の選択	14
(2)	リフレッシュ改修工事の内容	17
5	事業計画	
(1)	3か年の改築事業計画	19
(2)	3か年のリフレッシュ改修事業計画	19
(3)	財政計画	20

資料編

資料1	北区立学校改修改築計画策定検討委員会設置要綱	24
資料2	北区立学校改修改築計画策定検討委員会の開催実績	27
資料3	北区立小・中学校一覧	29
資料4	北区立小・中学校整備方針（概要）	31
資料5	北区の学校改築の実績	36
資料6	「北区立小・中学校改築改修計画（案）」に対する パブリックコメント実施結果	37

1 改築改修計画について

(1) 計画策定の目的

平成 25 年（2013 年）4 月現在、北区立の小学校は 38 校、中学校は 12 校の計 50 校です。

北区では、戦後建築した木造校舎から鉄筋コンクリート造りの校舎への改築に 23 区の中でもいち早く着手しました。

このため、特に昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばに建築された校舎が多く、それらは建築後 40～50 年を経過し、施設の更新を検討する時期が近づいています。

一方で、学校施設には、児童・生徒等の学習の場、生活の場として、常に安全・安心で快適な教育環境を提供するとともに、教育内容・教育方法等の多様化や情報化、環境への配慮等の社会状況の変化に対応していくことが求められています。

また、地域に身近な生涯学習・スポーツやコミュニティ、防災活動の拠点の一つとして、地域により開かれることが期待されています。

区では、平成 17 年（2005 年）以降、主に中学校の適正配置を契機として、施設面からも教育環境の整備を図るため、中学校 6 校、小学校 2 校の改築を行ってきました。

また、これらの改築事業を検証して、平成 25 年（2013 年）3 月に「北区立小・中学校整備方針」を改定し、「コンパクト」「高機能・多機能」「フレキシブル」の 3 点をコンセプトにした、今後の改築における学校施設の標準的な施設や諸室等の基本的な考え方をまとめました。

この「北区立小・中学校改築改修計画（以下、「本計画」という。）」は、「北区立小・中学校整備方針」で明らかにした今日的な望ましい教育環境の実現を、学校の改築や改修により、計画的かつ効率的に進めるため策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「北区立小・中学校整備方針」とともに、北区における学校施設の改築や、改築時期に至るまでの施設の長寿命化等を図るための大規模な改修を推進する際の基本的な考え方を示すとともに、学校の改築や改修を計画的・効率的に推進するための具体的な実現策をまとめたものです。

また、計画の推進にあたっては、「北区基本計画」、「北区教育ビジョン」はもとより、関係する各分野の計画等と整合を図り進めていきます（P.2 図参照）。

(3) 計画期間

①計画期間

学校改築事業の最終目標は、区立小・中学校の全校改築です。

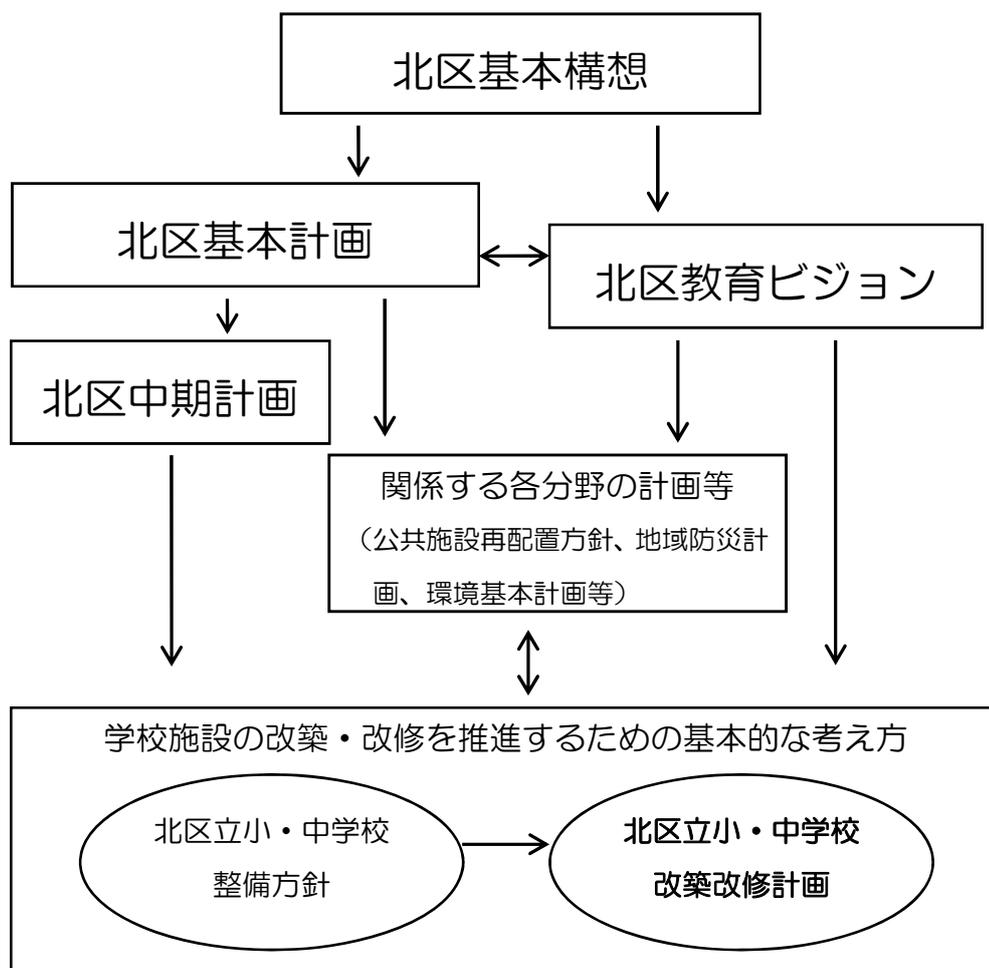
しかしながら、全校の改築を終えるまでには相当な期間を要します。

そのため、本計画の計画期間については、平成26年度末に策定が予定される「(仮称)北区基本計画2015」の計画期間の終期に合わせ、平成26年度から平成36年度までの11年間とします。

②計画の見直し

「北区基本計画」の改定と合わせ、概ね5年ごとに必要な見直しを行うこととします。

<図 計画の体系図>



2 学校施設を取り巻く現状と課題

(1) 学校施設の動向

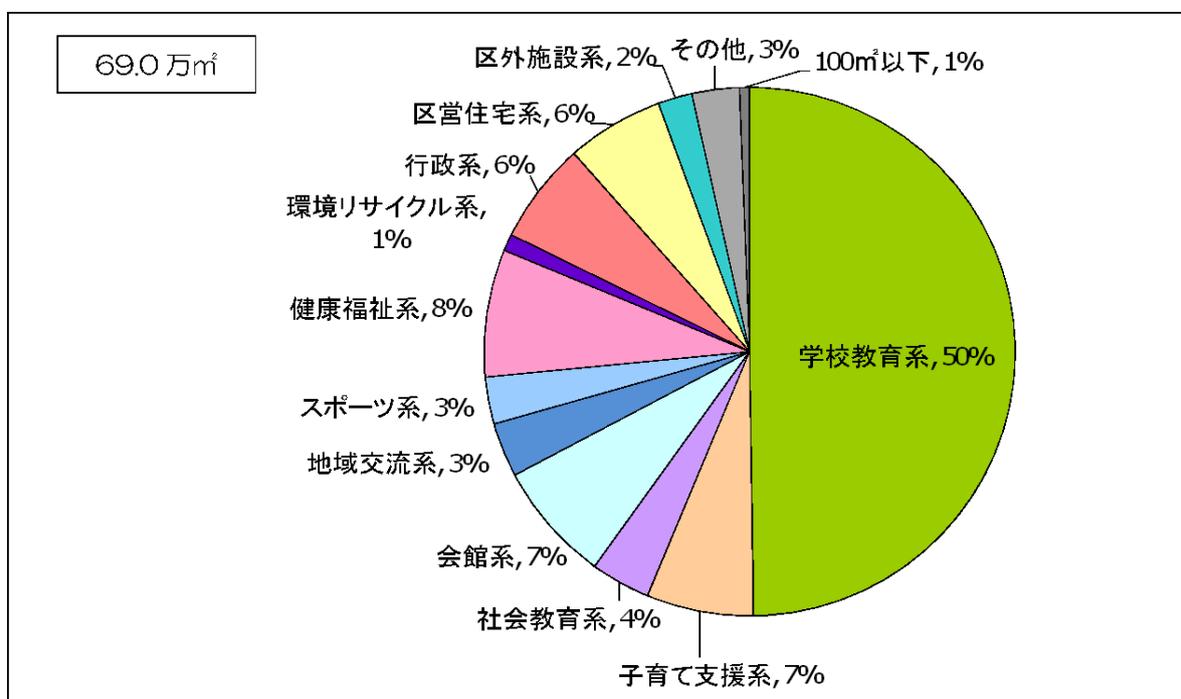
①公共施設における学校施設の割合

区の主な公共施設の延床面積は約 69 万㎡です。

そのうち、約半分を占めるのが小・中学校を中心とした「学校教育系」施設です（表 1 参照）。

全国的に老朽化した公共施設の更新が大きな課題となっている中、北区においては公共施設の更新の課題は、すなわち学校施設の課題といえることができます。

<表 1 公共施設の建物延床面積の内訳>



※「学校教育系」施設には、小・中学校のほか、教育未来館、教育相談所等も含まれます

(出典) 北区公共施設白書（平成 23 年 6 月発行）

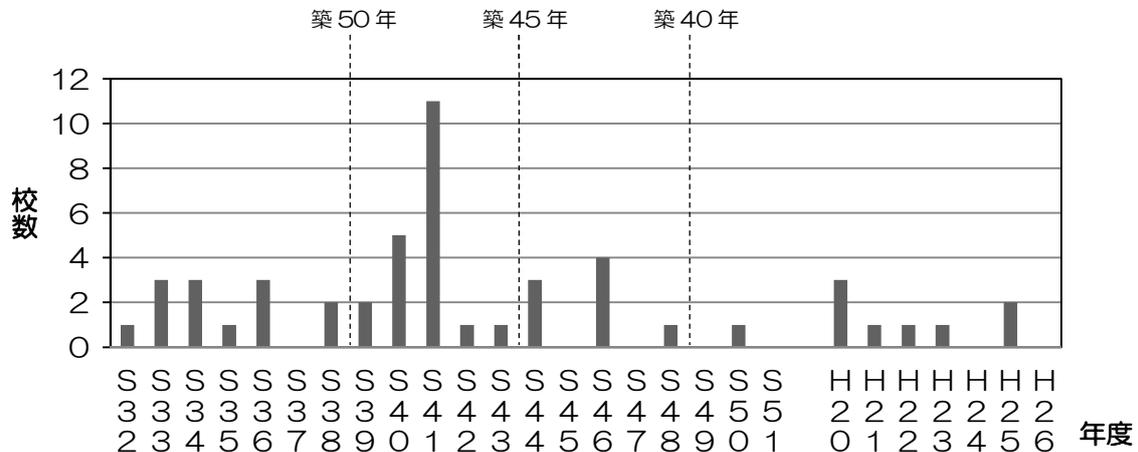
②学校施設の老朽化

区立小・中学校の全保有面積のうち、建築後 40 年を経過した施設の面積の合計は約 21 万㎡で、学校施設全体の約 70%を占めており、更新の時期を検討する必要がある施設の割合が高いことが分かります（平成 25 年度版北区行政資料集）。

特に昭和 30 年代に建築された学校が 15 校（うち 13 校は建築後 50 年を経過）あるほか、ほぼ同時期で北区における校舎の建築ラッシュとなった昭和 41 年(1966

年)までを含めると、改築校を除く既存校 42 校の約 74%にあたる 31 校が、建築後 45 年を超えていることがわかります (表 2 参照)。

<表 2 現存する区立小・中学校 50 校の建築年度 (校数)>



③計画的な大規模改修工事の実施

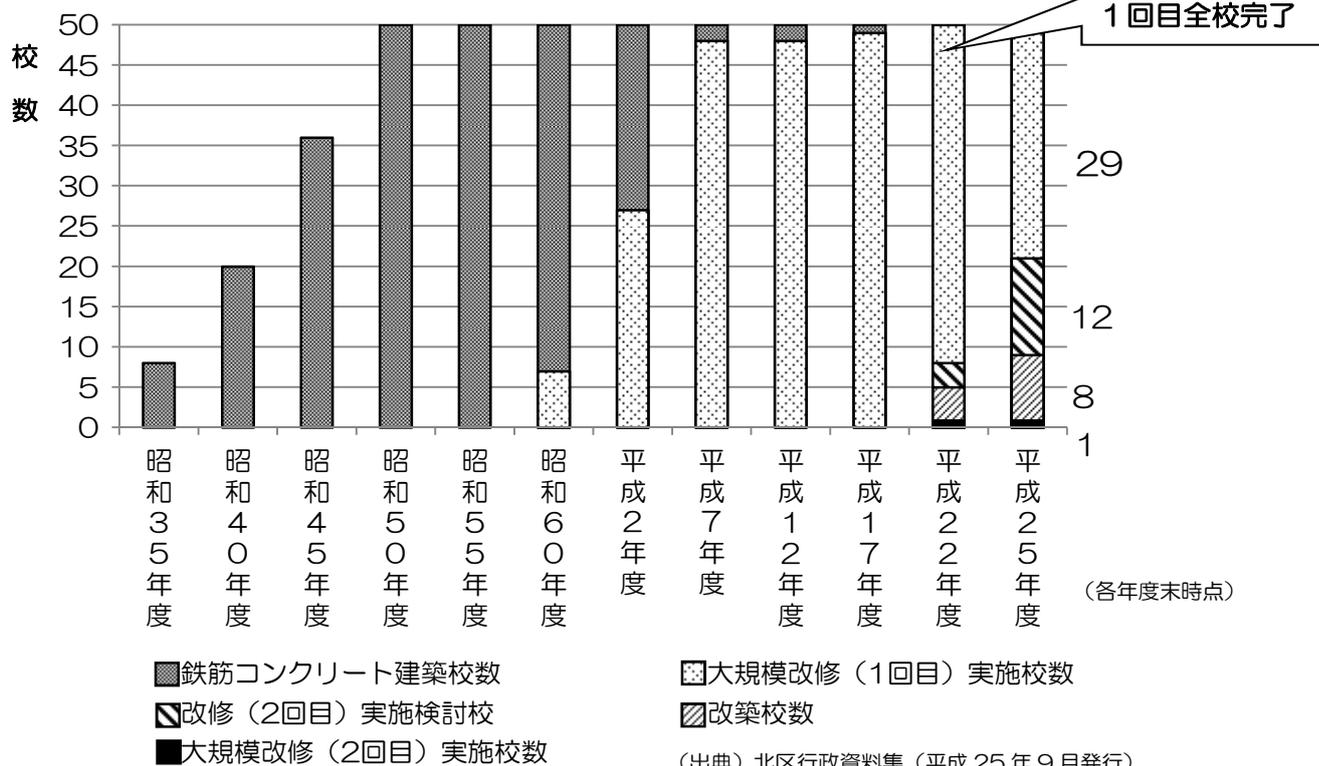
建築物を長期間良好な状態で使用するには、予防保全の観点から適切な時期に施設・設備等の大規模な改修等による更新が必要です。

区では、昭和 59 年 (1984 年) から平成 18 年 (2006 年) までの間に、建築後 25 年程度の経過を目安にして、全校に大規模改修工事を実施し、施設の計画的な保全に努めてきました。

しかしながら、平成 25 年 (2013 年) 4 月時点で、前回の大規模改修工事から既に 26 年を経過した学校が 12 校、21~25 年を経過した学校が 22 校あります (表 3 参照)。

今後の安全・安心な施設利用を確保するために、改築あるいは再度の大規模改修の実施を検討する時期が到来しています。

<表3 区立小・中学校の大規模改修工事の実施状況>

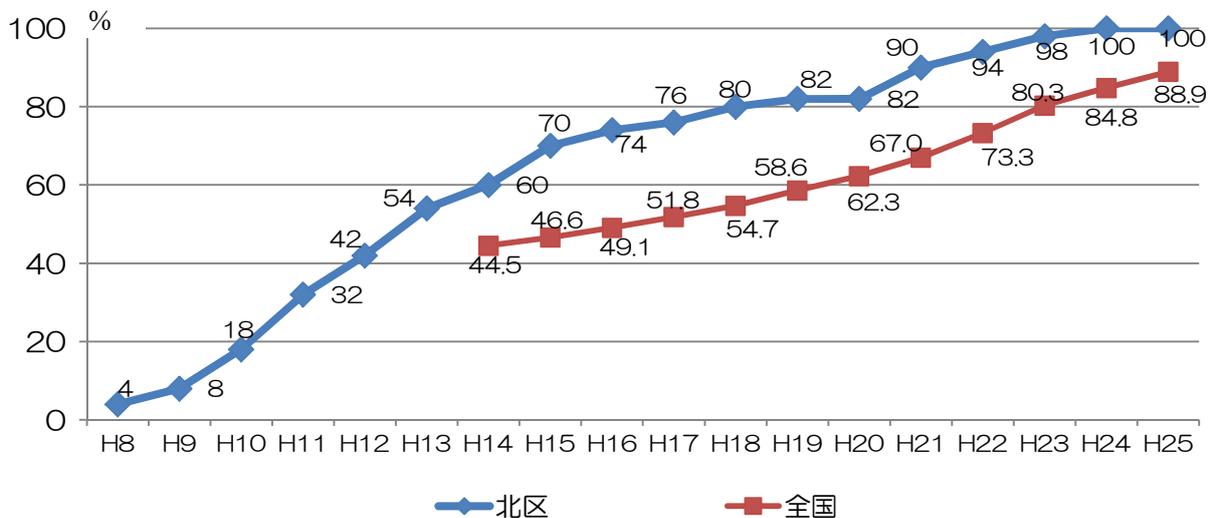


④耐震化の動向

全国の公立小中学校の耐震化率は平成 25 年(2013 年)4月現在で 88.9%です。

北区ではいち早く学校施設の耐震化に着手し、平成 24 年度末までに、すべての区立小・中学校の耐震補強対策を完了しました（表 4 参照）。

<表4 北区・全国の公立小中学校の耐震化率>



(2) 北区立小・中学校整備方針の改定

①北区立小・中学校整備方針の改定

区では平成 17 年（2005 年）3月に初めての改築事業着手に先駆け、「区立小・中学校のこれからの施設のあり方」や「改築にあたっての基本的な考え方について」をまとめた「北区立小・中学校整備方針」を策定しました。

この整備方針をもとに、平成 25 年度末までに小学校 2 校、中学校 6 校の改築を行いました。この間に教育関係法令の改正や学習指導要領の改定、防災機能や地球環境への配慮、地域における公共施設のあり方など、学校施設をとりまく状況が大きく変化したことを受け、平成 25 年（2013 年）3月に「北区立小・中学校整備方針」の改定を行いました。

整備方針では、小学校におけるオープン型教室や中学校での新世代型学習空間の整備など、改築校の標準的な施設や諸室等を具体的に明らかにしています。

今後の改築事業は、この整備方針を基本的な考え方として、改築する学校施設の整備内容の検討を行います。

【参考】

北区立小・中学校整備方針（P.31 に概要を掲載）

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/907/090795.htm>)

②北区立小・中学校整備方針と北区立小・中学校改築改修計画との関係

「北区立小・中学校整備方針」と本計画は、車の両輪の関係にあり、整備方針が改築校の教育環境の質と量の充実など、その基本的な考え方を明らかにする役割を担う一方、本計画は改築等による教育環境の充実を計画的・効率的に推進するための実施計画と位置付けます。

(3) 北区公共施設再配置方針の策定

①公共施設の総面積の抑制

区では平成 25 年（2013 年）7月に「北区公共施設再配置方針」を策定しました。

この再配置方針は、区が保有する公共施設の多くが老朽化し、今後多くの建替えや改修などの更新需要を迎える中で、区の財政状況が耐えうる投資的経費の観点から、学校施設をはじめとする公共施設の建替えの際には、周辺公共施設との集約化・複合化を検討し、公共施設の総量を抑制しながら、公共サービス水準の維持を図る考えを明らかにしたものです。

また、その具体的な目標として、公共施設の集約化・複合化などの有効活用や施設

の見直しにより、今後 20 年間で区が保有する施設の総床面積を 15%程度削減するとしています。

【参考】北区公共施設再配置方針

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/964/096478.htm>)

②学校施設の集約化・複合化について

「北区公共施設再配置方針」では、学校施設について「学校施設内で整備されている地域開放施設はコミュニティ活動の拠点」として位置付け、学校の改築や改修時には、可能な範囲で周辺にある施設の集約化・複合化を図るとしています。

なお、「北区立小・中学校整備方針」においても、学校施設の複合化・施設開放については進めるものとしており、その際の検討項目として、教育環境の確保に係る基本的な考え方や、施設開放及び他の公共施設との複合化の計画上の留意点をまとめています（下表参照）。

北区立小・中学校整備方針（抜粋）

第4章 学校施設の複合化・施設開放に関する検討項目

2 各施設の計画上の留意点

(2) 学校施設と他の公共施設との複合化

- ①特に、児童・生徒の安全に配慮するとともに、当該施設の相互利用についても考慮する。
- ②学校施設及び複合化する施設それぞれの専用部分、共有部分の区域を明確化するとともに、防犯対策や管理に関する責任の所在等を明確にする。
- ③施設相互の活動を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とする。
- ④教育環境や安全の確保を行ったうえで、相互交流を考慮する。

③なでしこ小学校改築に伴う他の公共施設との複合化について

平成 25 年度に事業着手した 9 校目の改築校、なでしこ小学校の改築にあたっては、「北区立小・中学校整備方針」に基づいて学校施設を整備するとともに、「北区公共施設再配置方針」を踏まえ、周辺にある地域振興室、ふれあい館等の公共施設の集約化、複合化を図ります。

(4) 学校施設の老朽化に係る国の動向

文部科学省は、平成 25 年（2013 年）3 月に、全国的に進む学校施設の老朽化に対応し、教育環境の質的向上や、安全・安心の確保、財政的な視点を中心に国や地方自治体が取べき方策をまとめた「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」を公表しました。

この中では、全国の改築事業が建築後平均約 42 年で実施されていることに着目し、国や地方の財政事情を踏まえ学校施設の安全、安心を確保していくには、予防保全を中心とした適切な管理と手厚い改修により、学校施設の長寿命化を進めることが老朽化対策の柱になるとし、これまでの改築中心の老朽化対策の考え方や発想の転換を求めています。

そのうえで、今後の施策の方向性を以下の 3 点にまとめています。

【参考】学校施設の老朽化対策について 今後の施策の方向性（文部科学省）

▼計画的整備

- ・「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換と施設の劣化状況等の把握
- ・改修等の実施時期や規模などを定めた中長期的な整備計画の策定

▼長寿命化

- ・厳しい財政状況下では、改築より安価な長寿命化改修へと転換することが必要
- ・施設の耐久性を評価し、今後も一定期間使用可能であると見込まれれば、適切な改修を実施し使用していく

▼重点化

- ・児童・生徒数がさらに減少することが予想される中、施設規模の適正化を図ることが必要
- ・余裕教室等の有効活用や、公共施設との複合化・共用化、減築の検討

北区においては最終的な目標は全校の改築ですが、それには相当の年数を必要とすることから、改築事業と合わせて、当面改築に至らない学校を対象に国が示す学校施設の長寿命化対策を計画的・効率的に推進していきます。

3 学校改築・リフレッシュ改修の基本方針

学校施設は、各校の使用年数等を見据えながら、計画的に改築を推進します。

あわせて、当面改築に至らない学校施設については、適切な維持管理により老朽化対策を進めることで長寿命化を図るとともに、時代に即した教育環境の充実を図るため、大規模な改修を実施するなどして、今後も安全・安心で快適な施設環境を確保し、施設の有効利用を進めます。

(1) 学校施設の目標使用年数

区の「区有施設保全計画（平成 17 年 3 月策定）」では、鉄筋コンクリート造の建築物について「建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房営繕部監修）」に示されている使用年数 65 年を目標値と定め、建築物の長寿命化に向けた改修計画を策定しています。

本計画では、この区有施設保全計画に基づき、学校施設の目標使用年数を 65 年間とします。

(2) 改築とリフレッシュ改修の関係

①改築

学校施設は老朽施設の更新と多様なニーズに応えることができる教育環境の整備を図るため、目標使用年数の 65 年を迎えるまでに、計画的に改築を実施します。

②リフレッシュ改修

当面の間、改築時期を迎えるに至らない学校については、中長期にわたり施設の根幹となる設備や機能の安全性を適切に維持・保全していく必要があります、予防保全の観点から計画的に施設の大規模な改修を行い、良好な状態で学校施設が引き続き使用できるようにする必要があります。

その他、環境への配慮やバリアフリー対策など、その時代に応じた教育施策の展開や生活様式の変化に対応し、施設・設備の更新・充実を図ることも求められます。

また、児童・生徒の増加等により、従前の学校施設だけでは収容しきれずに増築が必要となる場合や、学校適正配置により教育環境の充実が求められる場合もあります。

そのため、建築後または従前の大規模改修後 25～30 年の経過を目安に、施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、大規模な改修工事を実施します。

なお、本計画では従前の「大規模改修工事」が施設・設備の機能の安全性を適切に維持・保全することを中心に実施してきたのに対し、今後は改築校との施設面での教

育環境の格差を解消しながら、より良好な教育環境を整備する視点にも重きを置いて改修工事を実施することから、事業名を「リフレッシュ改修」と改称し、計画的に推進することとします。

（3）改築校選定の考え方

改築校は、以下の考え方に基づき選定します。

また、どの学校を改築、リフレッシュ改修するかの具体的な「事業計画」については、社会状況や区政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、より実現可能な計画とするために2年に1度改定される「北区中期計画」の中で明らかにします。

①中学校優先の教育環境の充実

北区ではこれまで中学校を対象とした学校適正配置により、統合校を中心とした改築事業を進め、平成25年度末現在で中学校全12校中半数に及び6校の改築を完了し、「北区教育ビジョン」に基づいた新しい時代の教育の場に相応しい環境の整備が進みました。

本計画では、区立学校で学ぶすべての児童・生徒が義務教育を受ける9年間のうち、少なくとも小・中学校のいずれかで教育環境がより充実した改築校で授業を受けられる環境を早期に実現することを重点目標と位置付けます。

そのため、改築未着手の中学校6校の改築を優先して実施することとし、本計画期間（11年間）内にすべての中学校の改築事業に着手します。

【参考：改築未着手の中学校（平成25年度末現在）】

飛鳥中学校、稲付中学校、浮間中学校、神谷中学校、
田端中学校、堀船中学校

*学校名は五十音順で表記しています。

②建築年次の古い学校

本計画期間内に学校施設の目標使用年数（65年）の到来に近づく、昭和30年代に建築された改築未着手の小・中学校（14校）について、学校適正配置の進捗を見極めながら、仮校舎の確保、敷地条件等工事を施工するうえでの課題などを総合的に判断して、順次改築を実施します。

【参考：昭和 30 年代築の改築未着手の小・中学校（平成 25 年度末現在）】

小学校：滝野川第五小（昭和 33 年）、荒川小（33）、王子第三小（34）、
 稲田小（34）、谷端小（34）、滝野川第六小（35）、
 赤羽小（36）、赤羽台西小（36）、第三岩淵小（38）、
 滝野川第四小（38）、王子第一小（39）、柳田小（39）

中学校：稲付中（昭和 33）、田端中（36）

* 校名末尾の括弧内の数値は、現校舎の建築年次（和暦）を表す。

注）学校適正配置の協議対象となっている小学校（上表下線の小学校）については、適正配置の協議終了後に事業化を検討します（後述⑤ ア）参照）。

③地域バランスへの配慮

学校の改築は、学校教育はもとより、地域全体の生涯学習・スポーツ、防災、コミュニティ等の活動環境を向上させることが期待できます。

そのため、北区基本計画の3地域7地区の地域区分を意識し、バランスよく改築校を選定するとともに、実施順についても配慮します。

【参考：3地域7地区の改築実績（平成 25 年度末現在）】

3地域	7地区別	学校数（小+中）	改築校数（改築校名）
赤羽	浮間	3（2+1）	1（西浮間小）
	赤羽東	8（6+2）	2（赤羽岩淵中、なでしこ小）
	赤羽西	10（8+2）	1（桐ヶ丘中）
王子	王子東	8（6+2）	3（王子小・王子桜中、明桜中）
	王子西	5（4+1）	1（十条富士見中）
滝野川	滝野川東	4（3+1）	0
	滝野川西	12（9+3）	1（滝野川紅葉中）

注）平成 25 年度に改築事業に着手した「なでしこ小学校」を含みます。

④小中一貫教育の一層の推進

小中一貫教育を一層推進するため、施設面からの環境整備として、敷地が近接する小・中学校については、合築を検討します。

⑤その他

ア) 小学校の適正配置計画との整合

「北区立学校適正配置計画（平成 24 年 2 月策定）」で適正配置の協議対象となっているサブファミリーブロックの小学校については、協議終了後に事業化を検討します。具体的には、統合校の施設面での教育環境の向上を図る方策を検討する中で、学校規模や統合校の建築年次等を総合的に勘案し事業化を検討します。

注)「北区立学校適正配置計画」とは、区立小学校の教育環境の改善と向上を目的に、平成 30 年度までの間に、当面存続規模を下回る小学校が存在するブロックの小学校の適正配置を行う計画です。

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/788/078873.htm>)

イ) 児童・生徒の増加により教育環境の確保が必要な学校

大規模な住宅開発や総合的なまちづくり事業等により、児童・生徒数が大幅に増加し教室不足等が生じた場合で、増築工事等では教育環境の確保が難しいと判断された学校については、改築を検討します。

(4) リフレッシュ改修校選定の考え方

リフレッシュ改修の実施校は、以下の要素を総合的に勘案し優先度の高い小学校から選定します。

なお、①から④については、本計画期間内においてはすべて満たすことを条件とします。

- ① 建築年次が昭和 40 年以降であること
- ② 目標使用年数（65 年）までの残存年数が相当期間あること
- ③ 工事実施時に前回の大規模改修から 25 年以上経過していること
- ④ 小学校の適正配置計画の協議を終えているブロック内の学校、もしくは協議対象外のブロックの学校であること

（「学校適正配置計画」で適正配置の協議対象となっているサブファミリーブロックの小学校については、協議終了後に事業化を検討します。）

⑤ その他特に配慮する事項

学校適正配置の実施や、集合住宅の大規模開発等により、児童・生徒数の増加等に伴い教育環境の充実が求められること

(5) 計画目標 ～改築校及びリフレッシュ改修校の目標事業量

学校施設の目標使用年数である建築後 65 年を迎えるまでに全小・中学校の改築を完了させようとした場合、事業の執行体制や財政負担の年度間の平準化を図りながら事業を進めることを前提に単純に試算すると、毎年 2 校程度の改築事業の新規着手が必要となります。

しかしながら、現在の厳しい財政状況の中で、多額の事業費を要する学校の改築事業のみを優先して毎年実施することは大変難しいものがあります。

また、これまで通り適切な維持管理を実施すれば、学校施設はまだ相当年数使用することが期待できることを考えると、施設の余命を残して改築を進めることは施設の有効活用や、環境への配慮、財政負担など多くの面で問題があります。

このため本計画期間内（平成 26 年度から平成 36 年度）においては、当面年 1 校以上（計画期間 11 年間で 11 校以上）の改築を目標量として設定します。

リフレッシュ改修についても、同様の考え方から年 1 校以上を目標量として設定します。

なお、目標事業量については、本計画の進捗状況等を勘案しながら、北区基本計画の改定のタイミングで、適宜見直しを図ります。

4 児童・生徒の教育環境の確保に配慮した効率的、効果的な事業実施のために

(1) 改築工事の手法の選択

①改築工事の望ましい手法

これまで改築を行ってきた学校の多くは、中学校の適正配置と合わせて実施したため、統合により空いた一方の校舎を改築工事期間中の仮校舎として使用し、学校機能を一時移転して、改築工事を実施してきました。

今後も工事中の教育環境の確保と、円滑な工事の実施のため、この手法を望ましい工事手法として位置付け、事業を推進します。

なお、この改築手法では標準的な学校の規模で、基本設計1年、実施設計1年、建築工事2年の概ね4か年を要します。

<改築期間中のイメージ>

年	事業内容	学校運営先	
		改築校予定地	一時移転先
1年目	設計1年目	既存校舎	
2年目	設計2年目 既存校舎解体	既存校舎（解体まで）	仮校舎（校舎解体後）
3年目	新築工事1年目		仮校舎
4年目	新築工事2年目	（年度末 新校舎）	仮校舎

※5年目の4月から新校舎にて授業を行います。

※土壌汚染や埋蔵文化財調査の要否、規模、それに要する期間、改築する学校施設の規模によっては、上記以上に期間を要する場合があります。

<「改築ステーション（複数校の改築事業に利用する仮校舎）」の確保>

望ましい工事手法の実施には、工事期間中一時的に移転する「仮校舎」の確保が大変重要です。

そのため、区の学校施設跡地の利活用計画と整合を図りながら、学校適正配置等により空いた一部の学校を今後の改築事業用の仮校舎（以下、「改築ステーション」という）と位置付け、同年度に複数の改築事業が進行することや、児童・生徒の移動時間の短縮化を図る観点から、区内に複数確保していきます。

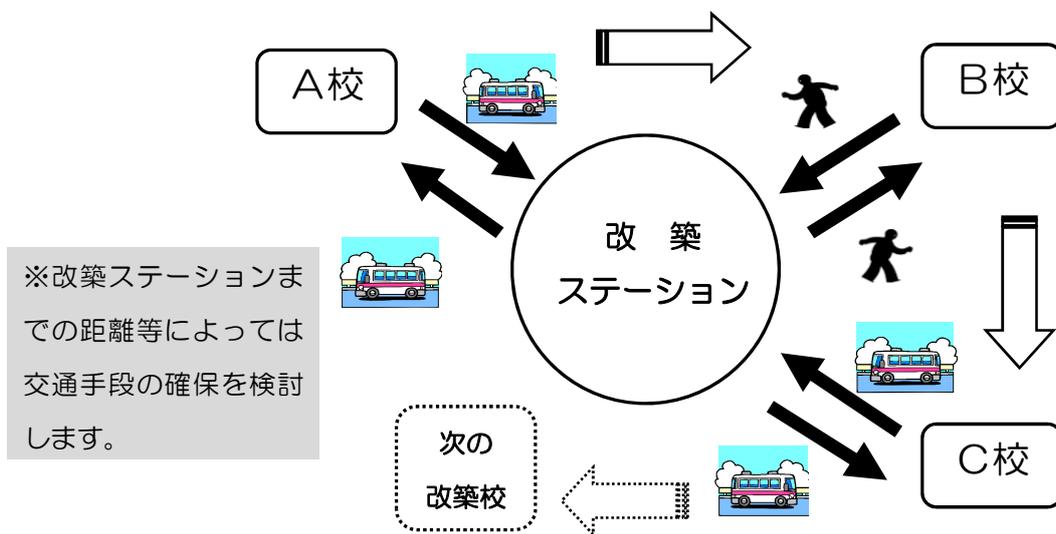
また、空き校舎が最寄りでない場合には、未利用の区有地等を活用するなどして、

仮校舎として周辺地区の複数の改築事業用の中・長期間利用できる改築ステーションの建築を検討します。

さらに、改築ステーションが児童・生徒の徒歩圏内に確保できない場合には、区が通学バスを借上げして送迎を行うなど、通学の負担を軽減する方策についても、「居ながら改築（後述②参照）」の採用と合わせ検討します。

改築ステーションの活用イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
A校	設計	設計 校舎解体	工事	工事				
B校				設計	設計 校舎解体	工事	工事	
C校							設計	設計 校舎解体 移転
改築 ステーション		A校の仮校舎			B校の仮校舎			C校 の仮校舎



②居ながら改築

「居ながら改築」は、同一敷地内に新校舎完成までの間使用する仮設校舎（プレハブ校舎）を建築して、教育活動と並行して改築工事を行うものです。

一般に工事に制約が多いため工事期間が、前記①の望ましい工事手法と比較して、1年程度長引くほか、同じ敷地内で教育活動と並行して改築工事を進めるため、工事に起因する騒音、振動や、狭あいとなる校庭での限られた体育や部活動の実施など、教育への影響が懸念される工事手法になります。

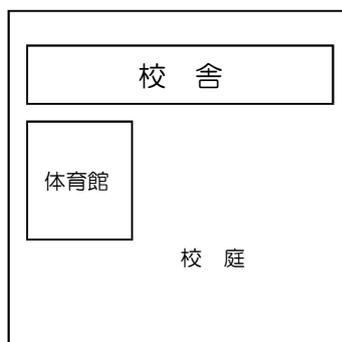
また、「改築ステーション」を利用した場合と比較し、仮設校舎の建築費にその都度、数億円規模の経費を余計に要するなど、大きな財政負担も生じます。

このため、「居ながら改築」は、校地が広く児童・生徒への影響を低減できる見込みがある場合や、近隣に改築ステーションが確保できない場合（もしくは最寄りの改築ステーションまでのバス通学等がより負担となる場合）などに実施します。

また、その際は保護者、児童・生徒、教職員等に十分理解を得るよう努めます。

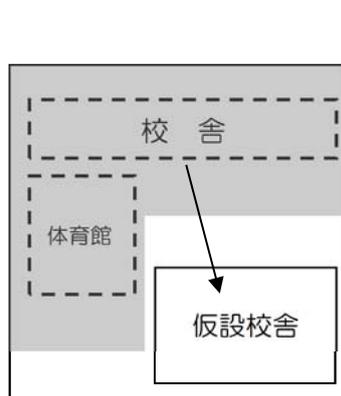
<「居ながら改築」のイメージ>

【改築前】



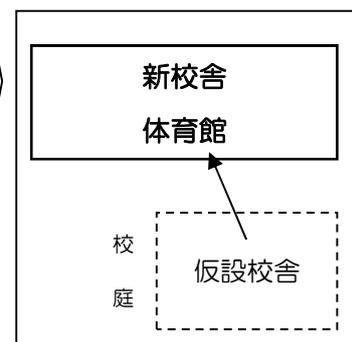
【工事期間中】

校庭に仮設校舎を建てて移動します。
既存校舎・体育館は解体し、新校舎の建築工事を行います。



【新校舎・体育館完成】

仮設校舎から新校舎へ移動します。
移動後、校庭の仮設校舎を解体し、跡地を校庭にする工事を行います。



(2) リフレッシュ改修工事の内容

①施設の長寿命化と教育環境の充実をめざして

リフレッシュ改修は、建築年数の関係等から当面の間改築に至らない学校について、改築工事までの施設の長寿命化と、教育環境の充実のために実施します。

「施設の長寿命化」については、平成 25 年度に国が「長寿命化に係る補助制度」を創設したばかりで、工法自体も技術的に確立したとは必ずしも言えない状況ですが、一般に施設の長寿命化に資するとされる、コンクリートの中酸化防止等の工法を含め、ライフラインの更新などを各種諸設備の更新と合わせ、効果的に実施していきます。

「教育環境の充実」については、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、改築校に整備する標準的な諸室等の考えを踏まえ、余裕教室を活用するなどして、学習空間、生活空間としての教育環境の向上を図ります。

なお、生活様式の変化に対応したトイレの洋式化や、災害に強い施設づくり、地球環境への配慮、児童・生徒の健康や安全・安心の確保など、対応が急がれる課題については、本計画とは切り離し、毎年度の予算等で計画的・加速度的に取組みを進めます。

②リフレッシュ改修の進め方と改修内容

リフレッシュ改修は概ね2か年で実施します。

1年目に工事の内容、規模等を決定し設計を行い、2年目に工事を実施します。

リフレッシュ改修は、効果の発現を早期に達成するため、夏休みを中心に児童・生徒が校舎内に居ながらの工事を基本とします。

工事中は校舎内の工事施工現場を避けながら、校内を移動するなどして、できる限り静かな教育環境の確保に努めます。

実施する工事の内容については、該当する学校の改築までのおよその年数や過去の改修工事や、直近の維持補修工事等の実績を参考にしながら決定します。

なお、特に住宅密集地や狭あい道路に面した学校の中には、現行の建築基準法や都市計画法等の日影規制、接道条件等を満たしていない施設があります。

このような施設では、法律上の建築に係る届出が必要となる床面積を増やす工事等を実施する場合には、それを契機に現行の法令で不適合となっている部分（日影、建物の高さ制限等）を同時に改善する必要（既存遡及）が生じます。

リフレッシュ改修を計画する際は、これらの状況を十分把握したうえで、学校施設を利用する児童・生徒にとって、より良い教育環境を確保する術を総合的に判断し、

実施する改修工事の内容を検討します。

以下に、標準的なリフレッシュ改修の内容を示します。

リフレッシュ改修メニュー（代表的なもの）

○施設の長寿命化に資する工事

- ・外壁補修
- ・鉄部塗装
- ・屋上防水
- ・設備機器等改修
- ・コンクリートの中酸化防止対策等（その時々技術の進歩に対応して選択）

○教育環境の充実

- ・教室等の内装改修（壁、床、天井、ロッカー等）
- ・トイレ改修（便器の洋式化、誰でもトイレの設置）
- ・バリアフリー対策（スロープの設置等）
- ・給食室のドライ化
- ・特別教室等の空調の導入
- ・校内LANの再整備
- ・余裕教室等を活用した諸室の整備・充実

○その他

- ・防災対策の充実
- ・環境への配慮

5 事業計画

学校施設の改築、リフレッシュ改修の事業計画は、5か年ごとに改定される「北区基本計画」、2か年ごとに改定される「北区中期計画」、及び毎年度の予算等で明らかにしていきます。

ここでは、本計画を初めて策定することから、北区中期計画（平成26年度～平成28年度）の改定に合わせて、当面3か年の事業計画を以下に示します。

(1) 3か年の改築事業計画

学校名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
なでしこ 小学校	設計		工事		開設		
田端 中学校	現地調査	設計		工事		開設	
稲付 中学校		設計		工事		開設	
未定			設計		工事	開設	
未定				設計		工事	開設

*小学校の適正配置協議対象校については、協議終了後に事業化を検討します。

(2) 3か年のリフレッシュ改修事業計画

学校名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
田端小 学校（注）	一期設計	二期設計 一期工事	二期工事		
西ヶ原 小学校		設計	工事		
未定				設計	工事

（注）田端小学校は、平成26年4月に滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が統合してできる統合新校です。

(3) 財政計画

①資金の調達

学校の改築、リフレッシュ改修は、その事業規模から多大な経費を必要とし、長期にわたり継続する事業であることから、計画的に財源を確保する必要があります。

改築の事業費の財源は、国庫支出金、区債、基金、一般財源とします。

特に学校施設は65年間という長期に渡り使用が可能な施設です。そのため、改築に係る経費は、現役世代だけで負担するのではなく、将来世代と負担を公平に分けあうことが大切です。また、毎年度の経費の負担を平準化することも重要です。金利の状況や健全財政を維持するために公債費比率（区の歳出に占める借金返済金の割合）の将来推移を注視しながら、積極的に区債を活用します。

また、北区では小・中学校の多くが今後一斉に更新時期を迎えることに備え、平成12年度に、学校改築基金（区の特定目的の貯金）を設置し、平成25年度までに約122億円を積み立て、今後の学校改築による財政需要に備えています。今後も引き続き、毎年度一定額を計画的に積み立て、改築事業をより確かなものとしていきます。

リフレッシュ改修の事業費の財源は、国庫支出金、区債、一般財源とします。

②事業費

ア) 1校あたりの事業費

1校あたりの改築事業費は、学校施設（クラス数等）の規模や敷地条件、改築手法等により異なります。また、リフレッシュ改修の事業費は改修内容によって異なります。

本計画では、標準規模（小学校の場合各学年2クラス、中学校の場合各学年3クラス）の学校施設の事業費とその財源内訳を以下に示します（備品購入費や、個別に対応の必要が生じる土壌汚染対策、埋蔵文化財調査等の経費は含みません）。

改 築		
総事業費	26億円	
内訳	設計等	2億円
	新築工事	22.5億円
	解体工事等	1.5億円

*新築工事は8,000㎡規模を想定

リフレッシュ改修	
総事業費	5億円

*平成16,17年度に実施した大規模改修工事2校の決算額をもとに設定。

イ) 事業費の財源

改 築		26億円	
財 源			
内 訳	国庫支出金	0.8億円	
	特別区債	16.3億円	
	基金	5.4億円	
	一般財源	3.5億円	

* 特別区債は充当率75%で計算

リフレッシュ改修		5億円	
財 源			
内 訳	国庫支出金	1.1億円	
	特別区債	2.9億円	
	一般財源	1億円	

* 特別区債は充当率75%で計算

* 国庫支出金は補助対象工事について補助率2/7で算出

③コスト縮減

今後、限られた期間と財源の中で改築事業を確実に進めるためには、「北区立小・中学校整備方針」に基づき学校施設の整備を進め教育環境の充実を図りながら、一方では不断の取組としてあらゆる角度から建築コストの縮減（費用対効果の最適化）を図る必要があります。

特に「北区公共施設再配置方針」を踏まえ、学校を改築する際に周辺公共施設の集約化・複合化や、学校施設の多機能化を進めることは、公共施設全体の更新事業量（延床面積）を縮小し、建築費、維持管理費の縮減を図ることが期待できることから、学校の改築事業を持続可能なものとするためにも大変有効であり、積極的に取組む必要があります。

北区立小・中学校改築改修計画 資料編

資料1	北区立学校改修改築計画策定検討委員会設置要綱	24
資料2	北区立学校改修改築計画策定検討委員会の開催実績	27
資料3	北区立小・中学校一覧	29
資料4	北区立小・中学校整備方針（概要）	31
資料5	北区の学校改築の実績	36
資料6	「北区立小・中学校改築改修計画（案）」に対する パブリックコメント実施結果	37

北区立学校改修改築計画策定検討委員会設置要綱

24北教施第1296号
平成24年6月11日教育長決裁

(設置の目的)

第1条 北区立の学校施設の改修、改築に関して、計画的かつ効率的に推進するための総合的な検討を行い、改修改築計画を策定するため、北区立学校改修改築計画策定検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 学校改修改築計画に関すること。
- (2) その他関連する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長または副委員長は次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 委員長 教育委員会事務局次長
- (2) 副委員長 教育委員会事務局教育政策課長
- 2 委員は別表1に掲げる職にあるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第5条 委員会は、委員会の下に専門的な事項を検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、委員会が指名する。
- 3 作業部会は、委員会の方針に従い必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(作業部会の運営)

第6条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員会が指名する。

3 作業部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、学校改築施設管理課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員長 教育委員会事務局次長

副委員長 教育委員会事務局教育政策課長

委員

(1) 教育委員会事務局学校支援課長

(2) 教育委員会事務局学校地域連携担当課長

(3) 教育委員会事務局教育指導課長

(4) 教育委員会事務局生涯学習・スポーツ振興課長

(5) 教育委員会事務局学校適正配置担当課長

(6) 政策経営部企画課長

(7) 政策経営部財政課長

(8) 総務部営繕課長

(9) 危機管理室防災課長

北区立学校改修改築計画策定検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属	摘要
委員長	田草川 昭夫	教育委員会事務局次長	
副委員長	鳥居 貞則	教育政策課長事務取扱 教育委員会事務局参事	
委員	岡田 弘文	教育委員会事務局 学校支援課長	
委員	石丸 三朗	教育委員会事務局 学校地域連携担当課長	
委員	茅原 直樹	教育委員会事務局 教育指導課長	
委員	峯崎 優二	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ振興課長	平成25年3月31日まで
委員	土信田 幸子		平成25年4月1日から
委員	松田 秀行	教育委員会事務局 学校適正配置担当課長	
委員	藤野 浩史	政策経営部企画課長	
委員	中嶋 稔	政策経営部財政課長	
委員	横尾 政弘	総務部営繕課長	
委員	野尻 浩行	危機管理室防災課長	
事務局	銭場 多喜夫	教育委員会事務局 学校改築施設管理課長	平成25年3月31日まで
	坂本 大輔		平成25年4月1日から

北区立学校改修改築計画策定検討委員会の開催実績

回数	日時	内容
第1回	平成24年7月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・改築改修計画について ・学校施設の現状と課題について ・改築・改修にあたっての基本的な考え方について
第2回	平成24年8月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・改築・改修の進め方について
第3回	平成24年10月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改築・改修について
第4回	平成24年12月20日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・改築改修計画（全体）及び改築改修計画基本方針（案）について
第5回	平成25年1月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・改築改修計画基本方針について
第6回	平成25年10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・改築改修計画について
第7回	平成26年1月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区立小・中学校改築改修計画（案）」に対するパブリックコメントへの対応について

北区立小・中学校一覧

平成26年4月1日現在

学 校 名	改築済校	校地面積 (㎡)	校 舎						北区立学校適正配置計画		
			面積 (㎡) (※2)	建築年度	建築後経過年数	大規模改修年度	直近の大規模改修からの経過年数	耐震工事年度	サブファミリーブロック (SFB)	グループ (※3)	協議期間
王子小学校	○	11,924.10	11,974.62 (1,075.85)	平成20	6年	—	—	—	王子桜中SFB	—	—
王子第一小学校		9,193.47	5,832.52	昭和39	50年	昭和63	26年	平成13	明桜中SFB	Bグループ	平成26～28年度
王子第二小学校		6,723.02	4,334.45	昭和41	48年	平成元	25年	平成22	十条富士見中SFB	Cグループ	平成28～30年度
王子第三小学校		7,522.31	4,267.32	昭和34	55年	昭和60	29年	平成13			
王子第五小学校		5,447.13	3,781.89	昭和40	49年	平成2	24年	平成22・24			
荒川小学校		6,303.51	4,013.33	昭和33	56年	昭和59	30年	平成23			
豊川小学校		7,627.67	4,200.54	昭和41	48年	平成4	22年	平成17			
堀船小学校		8,999.13	6,019.07	昭和41	48年	平成3	23年	平成15	堀船中SFB	—	—
柳田小学校		7,457.46	4,063.78	昭和39	50年	平成5	21年	平成10	明桜中SFB	Bグループ	平成26～28年度
東十条小学校		6,793.33	4,708.07	昭和44	45年	平成5	21年	平成10	王子桜中SFB	—	—
十条台小学校		7,924.80	3,849.31	昭和46	43年	平成6	20年	—	十条富士見中SFB	Cグループ	平成28～30年度
としま若葉小学校		7,940.00	4,306.00	昭和46	43年	平成7	19年	平成14	明桜中SFB	Bグループ	平成26～28年度
清水小学校		8,625.17	3,327.48	昭和41	48年	平成2	24年	平成18	稲付中SFB	Aグループ	平成24～26年度
赤羽小学校		12,208.00	5,040.74	昭和36	53年	昭和61・平成19	7年	平成10	赤羽岩淵中SFB	—	—
岩淵小学校		6,757.41	4,132.65	昭和41	48年	平成3	23年	平成16			
なでしこ小学校		10,198.35	4,607.82	昭和32	57年	昭和59	30年	平成13			
第三岩淵小学校		6,749.23	3,467.68	昭和38	51年	昭和62	27年	平成12	稲付中SFB	Aグループ	平成24～26年度
第四岩淵小学校		7,750.20	3,255.18	昭和40	49年	昭和63	26年	平成15	赤羽岩淵中SFB	—	—
梅木小学校		13,436.83	3,568.74	昭和46	43年	平成6	20年	平成12	稲付中SFB	Aグループ	平成24～26年度
神谷小学校		7,908.54	4,014.72	昭和41	48年	平成2	24年	平成14	神谷中SFB	—	—
稲田小学校		7,784.59	2,741.92	昭和34	55年	昭和60	29年	平成12			
桐ヶ丘郷小学校		10,141.92	4,741.07	昭和41	48年	平成4	22年	平成13	桐ヶ丘中SFB	Cグループ	平成28～30年度
袋小学校		9,735.09	4,135.93	昭和50	39年	平成14	12年	平成14			
八幡小学校		9,022.27	3,663.31	昭和42	47年	平成2	24年	平成21			
浮間小学校		15,636.38	5,183.93	昭和41	48年	平成元	25年	平成15	浮間中SFB	—	—
西浮間小学校	○	9,823.75	10,723.33 (1,028.38)	平成20	6年	—	—	—	桐ヶ丘中SFB	Cグループ	平成28～30年度
赤羽台西小学校		9,969.72	4,264.80	昭和36	53年	昭和60	29年	平成12			
滝野川小学校		7,522.61	6,011.50	昭和41	48年	平成元	25年	平成16	飛鳥中SFB	—	—
滝野川第二小学校		10,679.08	4,278.82	昭和40	49年	昭和63	26年	平成11	滝野川紅葉中SFB	Bグループ	平成26～28年度
滝野川第三小学校		8,908.02	4,554.84	昭和41	48年	平成3	23年	平成13			
滝野川第四小学校		5,363.54	4,204.81	昭和38	51年	昭和62	27年	平成9	田端中SFB	Aグループ	協議終了
滝野川第五小学校		9,432.92	4,999.36	昭和33	56年	昭和60	29年	平成15	堀船中SFB	—	—
滝野川第六小学校		5,726.31	3,920.00	昭和35	54年	昭和61	28年	平成23	滝野川紅葉中SFB	Bグループ	平成26～28年度
西ヶ原小学校		6,017.29	3,884.49	昭和40	49年	平成元	25年	平成19	飛鳥中SFB	—	—
谷端小学校		6,768.46	2,901.36	昭和34	55年	昭和61	28年	平成8	滝野川紅葉中SFB	Bグループ	平成26～28年度
紅葉小学校		6,887.00	4,165.18	昭和48	41年	平成18	8年	平成13			
田端小学校 (※1)		7,261.56	4,593.94	昭和40	49年	昭和63	26年	平成8	田端中SFB	Aグループ	協議終了
王子桜中学校	○	11,687.90	11,753.77 (1,148.51)	平成20	6年	—	—	—	(※3) 北区立学校適正配置計画におけるグループ別協議着手時期の検討基準 Aグループ 今後も、当面存続規模 ((1学年25人)×6学年、ただし、20人を下回る学年が複数存在しない) を大きく下回る小学校が存在すると見込まれるブロック Bグループ 上記Aグループ以外で、今後も、当面存続規模を下回る小学校が存在すると見込まれるブロック Cグループ 当面存続規模を下回る小学校は存在しているが、今後、児童数の増が見込めるため、一定の期間、その動向に注視する必要があるブロック		
十条富士見中学校	○	21,721.00	6,873.52	平成23	3年	—	—	—			
明桜中学校	○	15,005.00	9,924.09 (1,052.70)	平成22	4年	—	—	—			
堀船中学校		12,260.72	6,509.58	昭和43	46年	平成2	24年	平成10			
稲付中学校		8,334.52	5,213.19	昭和33	56年	昭和59	30年	平成11			
赤羽岩淵中学校	○	10,786.00	9,971.16 (813.06)	平成26	0年	—	—	—			
桐ヶ丘中学校	○	18,024.00	9,788.23 (1,158.56)	平成21	5年	—	—	—			
神谷中学校		6,844.64	4,635.88	昭和44	45年	平成3	23年	平成9			
浮間中学校		14,275.96	5,135.59	昭和46	43年	平成4	22年	平成18			
田端中学校		6,391.91	4,469.38	昭和36	53年	昭和61	28年	平成11			
滝野川紅葉中学校	○	11,086.00	9,839.44 (969.50)	平成25	1年	—	—	—			
飛鳥中学校		9,885.56	5,329.40	昭和41	48年	昭和63	26年	平成11			
小学校合計		314,170.17	171,734.50								
中学校合計		146,303.21	89,443.23								
小・中学校合計		460,473.38	261,177.73								

(※1) 田端小学校は、平成26年4月に滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が統合してできる統合新校です。

(※2) 改築済校のうち、校舎と体育館が合築している学校の校舎面積には体育館面積(カッコ内の数値)を含みます。

北区立小・中学校整備方針（概要）

1章 整備方針

1 小・中学校整備方針（以下「整備方針」という。）の位置づけ

- （1）整備方針は、全ての区立小・中学校の改築を対象とする。
- （2）整備方針は、学校改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものである。

2 整備に向けた3つの視点

（1）基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）

- ア 多様な学習展開を可能にする教室整備
- イ 設備・教具の多様化、児童・生徒の体位・体格の向上に合わせた机・椅子等家具の大型化に対応した教室空間の確保
- ウ 少人数学習の指導や習熟度別学習、総合的な学習の時間等、特別活動に対応する施設整備
- エ 校内LAN等、ICT化に対応した教室整備
- オ 特別支援教育に対応する施設整備（児童・生徒の個々の教育ニーズに応じた適切な施設整備や障害の有無にかかわらず、児童・生徒同士の交流が持てるような配置計画等）
- カ 学校図書館の充実（読書、課題研究・調べ学習への対応等、情報センター機能の充実）
- キ 体育施設の充実（体育館、武道場(中学校)の整備）

（2）安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

- ア 児童・生徒が安心して学校生活を送れる防犯機能の充実（防犯カメラ、校内電話の整備、出入口のオートロック、学校110番、緊急地震速報の一斉放送等）
- イ 施設の安全性の充実（家具、取付器具、天井材等非構造部材の安全性の向上）
- ウ 誰もが快適に過ごせるバリアフリー化の推進（エレベーターの整備、出入り口のスロープの整備、各階に障害者用トイレ設置、手すり設置等、施設設備にユニバーサルデザインを採用）
- エ 相談機能の充実（相談室・カウンセリングルームの整備）
- オ 地球環境に配慮した施設整備（太陽光発電、雨水利用等、省エネルギー対応の施設整備、ビオトープ、屋上緑化をはじめとした緑化の整備）と環境教育への活用等
- カ 施設環境の充実（教室の冷暖房化、採光・通風の確保、トイレ、いこいの場の整備）

（3）北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティや防災の拠点としての施設整備（地域との連携の充実）

- ア 地域開放に配慮した施設の配置

- イ 地域、保護者、学校との協働の場となる部屋の確保
- ウ 放課後に児童の居場所となる放課後子どもプラン（学童クラブを含む）の活動場所の整備
- エ 地域開放及び避難所機能を充実させた体育館の整備、防災備蓄倉庫・防災資機材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ等の整備

2章 整備のすすめ方

1 計画的な整備の実施

- (1) 工事期間中に校地の代替場所を確保できる場合
（基本年数）設計2年・工事2年 計4年
- (2) 工事期間中に校地の代替場所を確保できない場合（工事を行う敷地内に仮設校舎を設置する場合）
（基本年数）設計2年・工事3年 計5年

2 基本構想・基本計画

- (1) 施設整備の基本方針
学校教育の現状と学校をめぐる動向を考慮して整備方針を決定
- (2) 計画条件の調査と検討
計画地の法規制、地域の諸条件を計画に反映
計画校の児童・生徒数、学級数、将来計画等から施設規模を決定
- (3) 施設構想計画
目標とする機能・規模に基づき配置計画を作成

3 基本設計、実施設計、工事

- (1) 基本設計
必要諸室を盛り込んだ平面計画、断面計画、立面計画の作成
耐久性に配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画の作成
将来の改修にも対応できる構造計画の作成
情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画の作成
- (2) 実施設計
詳細について関係者と協議をすすめ、細部の検討を行い設計に反映
- (3) 工事
工事期間中や完成後に、新しい学校を見学する機会を設け、理解を深めるとともに完成後の学校施設に対する愛着や親近感を育てる契機とする。

4 整備後の説明と評価

- (1) 説明
施設の維持管理の方法や施設の利用の説明を行い、施設の有効利用
- (2) 評価
関係者による視察、調査やアンケート等により施設の現状評価を行い、次の学校施設づくりの参考とする

3章 計画・設計の検討項目

◇小学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 普通教室と多目的スペースを隣接させ、多様な授業や学級活動の展開ができるような「オープンタイプの施設整備」の実施
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動を促進
- (3) 少人数学習、習熟度別学習、総合的な学習の時間への対応やICT機器の導入を考慮
- (4) 普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮
- (5) 各諸室は大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じた使用
- (6) 地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考慮し集約的に配置
- (7) エレベーター設置、ユニバーサルデザイン等、校舎内すべてのバリアフリー化

2 施設構成

別表1のとおり

◇中学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 特別教室や多目的室などを使用する授業以外は各学級の普通教室で授業実施
- (2) 特別教室を集約配置するとともに、教科ギャラリーを設置
各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学習を促す環境づくりを実施
- (3) 新世代型学習空間を設置し、普通教室と連携し、少人数学習や習熟度別学習など
きめ細かい教科指導に対応
ICT機器を充実
- (4) 普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮した計画
- (5) 大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分け
- (6) 地域へ開放する部屋は施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置
- (7) エレベーター設置、ユニバーサルデザイン等、校舎内すべてをバリアフリー化

2 施設構成

別表1のとおり

別表1 小学校・中学校の施設構成（普通教室・特別教室等）

小学校		中学校
普通教室・オープンスペース		普通教室
特別教室		新世代型学習空間
理科室		特別教室
図工室		理科室 理科ギャラリー
音楽室		音楽室 音楽ギャラリー
家庭科室		美術室
学校図書館（メディアセンター）		技術室
生活科室		創作系ギャラリー
多目的室		家庭科室
少人数教室		学校図書館（メディアセンター）
和室		多目的室
ランチルーム（学年ルーム）		和室
その他		ランチルーム（学年ルーム）
児童会室		その他
放課後子どもプラン		生徒会室
		進路指導室（教育相談室）
小学校・中学校共通の諸室		
校務センター	職員室、事務室、校長室、主事室、教職員休憩コーナー、教職員更衣室、湯沸コーナー、倉庫、会議室	
保健室	保健室、カウンセリング室・相談室	
特別支援教育	特別支援教室、特別支援学級	
給食	調理室、配膳室、休憩室	
その他	児童・生徒更衣室、PTA室、放送室、	
体育館	武道場（中学校）	
屋外空間	校庭・グラウンド、プール	
防災拠点としての施設整備	防災備蓄倉庫、防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、発電機接続盤、ヘリサインの設置	
設備計画	雨水利用設備、教室等の冷暖房設備の導入、省エネルギー対応の施設整備、校内LAN等の整備、雨水の流出抑制に配慮した整備	

4章 学校施設の複合化・施設開放に関する検討項目

1 基本的な考え方

- (1) 教育環境の確保とともに、周辺の公共施設の併設及び施設機能の集約化・複合化
- (2) 児童・生徒及び施設の利用者の安全を第一に考えた管理方法・動線
- (3) 学校施設とその他施設の管理区域が明確に区分できるように計画

2 各施設の計画上の留意点

(1) 学校施設の地域開放

- ・施設開放は、体育館、武道場、特別教室を中心に、可能な限り行えるよう配慮する。
- ・地域利用を想定し開放ゾーンへの配置を考慮する。
- ・開放しない部分に仕切りや扉等を設置するなどを実施する。

(2) 学校施設と他の公共施設との複合化

- ・児童、生徒の安全に配慮するとともに、当該施設の相互利用についても考慮する。
- ・学校施設、複合化する施設それぞれの専用部分、共有部分の区域の明確化、防犯対策・管理に関する責任の所在等を明確化する。
- ・施設相互の活動を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とする。
- ・教育環境や安全の確保を行ったうえで、相互交流を考慮する。

(資料編) 標準的な規模の考え方について

小中学校の諸室及び全体規模については、「別表1 施設構成 (P.34参照)」のとおり想定しています。

なお、全体規模としては、下記のとおりです。

前提の学級数をもとに諸室の規模を合計し、その他の共用部分(廊下、階段、トイレ等)を仮に25%とした合計の延べ床面積は以下のとおりとなります。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ・小学校(地区体育館) | 約7,600 m ² 程度 |
| ・小学校(学校体育館機能のみ) | 約7,100 m ² 程度 |
| ・中学校(地区体育館) | 約7,900 m ² 程度 |

(注) 標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての前提事項

区立小・中学校に必要な標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての学級規模等については「東京都北区立学校適正規模等審議会」において、北区立の小・中学校の適正規模は、小学校が1学年 2～3学級×6学年、中学校が1学年 3～5学級×3学年と示されています。

以上のことから、整備方針での想定では、各学年の学級数を次のとおりとします。

- ・小学校：1学年 2学級×6学年(12学級)
- ・中学校：1学年 3学級×3学年(9学級)

全文は北区ホームページ

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/907/090795.htm>)

に掲載しています。

北区の学校改築の実績

学校名	工事着手年度	工事終了年度	開設年月
王子小学校	平成19年度	平成20年度	平成21年4月
王子桜中学校			
西浮間小学校			
桐ヶ丘中学校	平成20年度	平成21年度	平成22年4月
明桜中学校	平成21年度	平成22年度	平成23年4月
十条富士見中学校	平成22年度	平成23年度	平成24年4月
滝野川紅葉中学校	平成23年度	平成25年度	平成25年9月
赤羽岩淵中学校	平成24年度	平成25年度	平成26年4月

「北区立小・中学校改築改修計画（案）」に対するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：平成25年12月11日（水）～平成26年1月24日（金）
 意見提出者数：3名（内訳）持参：1名、郵送：1名、FAX：1名
 意見総数：6件（類似の意見はまとめさせていただきます）
 周知方法：北区ニュース（12月10日号）、北区ホームページ、区政資料室、地域振興室、区立図書館

提出されたご意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方は以下のとおりです。

5. 事業計画（1）3か年の改築事業計画 ～※個別の学校の改築に係るご意見

No.	ご意見（要旨）	件数	教育委員会の考え方
1	<p><稲付中学校の改築について> 現校舎において、騒音（給食室の食器の洗浄音等、エアコン室外機からの低周波音、国旗等掲揚ポールにロープが当たる時の音）及び、光害（校庭にある照明器のステンレスカバーに日光が反射し室内に入るためカーテンを開放できない）等で苦痛を感じている。改築の際には近隣に配慮した計画を求める。</p>	1件	<p>これまでの改築事業においても、学校の改築に合わせて周辺の生活環境やまちづくりの向上に努めており、今後も同様に対応していきます。</p>
2	<p><赤羽台西小学校の改築について> ① 北区人口推計調査報告書において赤羽台周辺地域の人口増加が予測されている。教育の基盤整備を円滑に進めるためにも、同校の早急な改築を求める。 ② 同校は建築後52年が経過しており、計画（案）でも示されている改築目標時期に近づいている。早急な改築が必要である。 ③ 改築工事を行う際は、児童・生徒の教育環境の確保に配慮するため、計画（案）の中で望ましい手法とされている改築工事中における仮校舎の利用を強く求める。理由は、同じ赤羽台団地内にある旧赤羽台東小学校は区有地であり、上記手法に基づき実施が可能だからである。 ④ 旧赤羽台東小学校は赤羽台周辺地区計画において「教育・文化地区」と位置付けられた地域に隣接しているうえ、赤羽台西小学校と比べ敷地面積が広く形状も良好である。広い運動場の確保と学校施設の建設に優れているので、同地へ移転しての改築を求める。 ⑤ 平成26年3月に都市計画決定予定の「赤羽台周辺地区地区計画」に、旧赤羽台東小学校を仮校舎として確保する方針を明らかにすることが大切である。</p>	5件	<p>①② 今後改築する学校については、本計画（案）に示した改築校選定の考え方に基づき、選定していきます。</p> <p>③ 本計画（案）に示したとおり、改築事業中の教育環境の確保のため、できるかぎり仮校舎（改築ステーション）を利用した、改築事業を進めていきます。</p> <p>④⑤ 旧赤羽台東小学校敷地の利活用については、既に区において学校施設跡地利活用計画を策定しており、それに沿った利活用がなされるものと承知しています。</p>

北区立小・中学校改築改修計画

平成26年3月発行

刊行物登録番号

25-1-067

発行：北区教育委員会事務局

学校改築施設管理課改築事業係

住 所 北区王子本町一丁目15番22号

電 話 03(3908)9277

FAX 03(3905)3424

E-MAIL g-shisetsu-ka@city.kita.lg.jp